

## 5 管理者が行う届出の農協等による一括報告等について

### (1) 農協等による一括報告

- ① 本制度では、出生等の届出を管理者自らが行うことを基本としていますが、農協等に対し支援を求める管理者については、管理者が農協等に依頼し、依頼を受けた農協等が一括報告等を希望すれば、管理者単位ではなく、農協等が一括して耳標の配番・配布を受けることや、届出等をできることとしています。
- ② この場合、管理者と農協等に依頼の内容を文書で確認して下さい（様式例参照）。また、農協等は、確実な耳標の管理、自らの職員による耳標の装着あるいは確認、自らの職員による出生等の届出を行って下さい。

(様式例)

<b>出生の届出の代行依頼書</b>	
平成 年 月 日	
〇〇農協（△△協会等） 組合長（会長等）〇〇 〇〇 殿	
依頼者氏名又は名称 住 所 電話番号	印
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第8条に基づき出生の届出について、貴農協に代行いただくことを依頼します。	

<b>出生の届出の代行依頼引受書</b>	
平成 年 月 日	
〇〇 〇〇 殿	
〇〇農協（△△協会等） 組合長（会長等） 所在地 電話番号	印
〇月〇日付けで依頼を引き受けます。	

(2) 県基金協会等による県内一括報告

① 肉用子牛生産者補給金制度（以下「補給金制度」という。）に加入している肉用子牛については、その牛に関する個体情報を、県基金協会等が収集・管理していることから、個々の管理者あるいは農協が改良センターに届け出るよりも、当該協会から直接家畜改良センターに届け出る方が効率的です。

そのため、(1)により農協等に耳標の一括配番を依頼している補給金制度加入農家については、その出生の届出を、県基金協会等が県内を一括して代行することができることとしています。

② 県基金協会等が県内一括報告を行うにあたっては、以下の方法を基本として実施して下さい。（事例であり、この通りに実施しなければならないということではありません。）

ア 管理者は、出生報告、耳標装着等を農協等が代行することについて、農協等と文書で確認（様式例参照）。

イ 管理者は、子牛出生後、遅滞なく農協等に子牛の出生を報告（原則として分娩後15日以内）。

ウ 農協等は、出生報告と授精（種付）証明書を照合し、誤りがないかを確認。（イ及びウは補給金制度における通常業務です。）

エ 農協等は、県基金協会に、委託を受けている管理者の子牛の出生等（個体識別番号を含む。）を報告。

オ 県基金協会は、改良センターに、月ごとに、県内の農協等からの報告をとりまとめ、当該月の子牛の出生等（個体識別番号を含む。）を届出。

カ 改良センターは、子牛ごとに個体識別番号を確認後、当該番号に決定した旨を県基金協会に通知。（エの届出の直後に通知されます。）

キ 県基金協会は農協等に個体識別番号を通知し、農協等は、当該個体識別番号を付した耳標を子牛に装着。